

佐賀県告示第 221 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 2 年 8 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
おがさわら歯科・小児歯科	佐賀市神野西二丁目 3 番 31 号	平成 31 年 3 月 1 日
小野デンタルオフィス	伊万里市東山代町長浜 2129 番地 1	〃
佐賀さくら歯科親子歯科クリニック	神埼市千代田町境原 2635 番地 2	平成 31 年 3 月 5 日
あまの歯科医院	杵島郡白石町大字廿治 1526 番地 2	平成 31 年 3 月 20 日
酒井たかよし歯科医院	小城市牛津町上砥川 1234 番地 38	平成 31 年 3 月 22 日